

これまでにおける検討経緯（論点・主要意見）

1 委員アンケート結果から

- ・本年度後期の行革審で検討、協議するテーマとしては、「東遠カルチャーパーク総合体育館さんりーな」の改革モデル事例研究のみを扱うこととする。

2 議論の日程について

- ・市が、既に掛川城周辺エリアと南体育館の指定管理について検討を開始しているため、今、審議会で議論している内容を市の検討に反映させることを最優先に考え、次回12月16日（月）の審議会（公開）では、今の議論をまとめた指針を市に示したい。

3 東遠カルチャーパーク総合体育館条例、施行規則及び公募要項に関する委員意見

(1) 職員等の意識改革について

- ①「運営」という枠組みを取り外し、「経営」へと価値観を変えることを市に提言すべきである。
- ②「運営」から「経営」へ。行政や指定管理者だけでなく、市民にもみんなに意識改革を強く訴えたい。
- ③収支をゼロにすることを達成するには、「経営」という観点を強く押し出すことが必要。

(2) 指定管理者制度を導入する目的について

- ①指定管理者制度の中では、「この施設を設置して何を成し遂げたいのか」など、施設設置目的を市がはっきりと示すことが必要である。
また、その目的を指定管理者にも十分に理解して欲しい。
- ②施設の設置目的をもっと前面に盛り込んだ方がよい。
- ③「経営」と言っても、民間事業者が利益を追求していくことが目的ではなく、「新しい公共」の考えに沿って、得意な人が公の施設経営をやるような仕組みができればいい。行政と民間事業者との協働が必要である。

(3) 現状の指定管理者制度における問題点・課題とその解決策について

- ①1,380,000千円の経常的経費の削減を目指すことが大前提にあり、この目標を達成す

るためには、中途半端な見直し・削減策ではなく、赤字運営は悪であるという観点で施設管理を考え、目標は独立採算による経営ができるような土俵づくりをすることが必要である。

②それには、市の関与や縛りを無くすこと、すなわち「条例」や「規則」、「公募要項」などに記してある、市の規制を緩和する（無くす）ことが本審議会における抜本的な改革のメインテーマと考える。

③独立採算制による経営を目指す、必ずしも指定管理料がゼロになるとは限らない。独立採算で行ける場合もあるが、指定管理料を一部払う場合もある。

④現状の指定管理者制度の問題点を見直すために、次の3つの柱を提案する。

【今の指定管理制度における問題点・課題】

- 市民が使う施設だから、経費が発生し、それを税金で賄うことは善である。
- 指定管理者にとって、指定管理料を減らすためのインセンティブが働いていない。
- 指定管理者の創意工夫、事業意欲を縛っているものは、条例や規則である。

【目指すべき新たな指定管理者制度の姿】

- 指定管理者が主体性を発揮して、事業への工夫や努力が最大限活かされている。
- 指定管理者が策定した事業計画に任せ、行政の決め事は最小限にする。
- 教育委員会の管理下から市長部局へ変更する（教育委員会は経営には馴染まない組織である）

＝経営をするために「事業計画」を最優先する。そのために市の関与を少なくする。

⑤現状の指定管理者制度の欠点を改善するために、鈴木委員が提案した「現状の問題点や課題」→「目指すべき姿」の展開を公募要項などの骨子事項に明確に記すべきである。

⑥今の指定管理者制度では、市から指定管理料が支払われているため、指定管理者自身に経営意識があるのか疑問である。また、市の規制が多いと指定管理者がやりにくいのではないか。

（４）制度見直し時に配慮すべき事項等について

①指定管理者による設備投資について、指定管理者が変わる時に市が時価で買い取ることになっているが、時代にそぐわない或いは使い道がないような施設や設備だと、返って市のお荷物になるのではないか？

②掛川城エリアは主な利用者が観光客であり、南体育館は市民が想定される。対象や

設置目的が異なる施設に関して、同じ土俵で議論するのはどうかと思う。

- ③民間事業者が行っている事業と同じような内容を「公共サービス」として提供するというよりも、民間でできるものは民間に任せれば良いのではないか。公の施設である以上、赤字の施設運営はやむを得ない部分があるのではないか。
- ④要項P 9 19の②③の部分委託について、体育館本来の設置目的は、広く市民を対象としたスポーツ振興や健康づくりだと思うが、施設の特定利用団体が施設の一部を管理することになった場合、特定の団体のみが利用することになったり、クラブに入会しないと施設を利用できなくなったりしないか心配である。
- ⑤プールやトレーニング室はいいが、体育館、武道場などは採算がとれるのか疑問に思う。市民が十分に活用できるのかということが心配される。
- ⑥12月の審議会の時に、いきなり提言を出すのは大変だと感じる。
今、審議会で議論している内容を、市が進めている計画に反映させる。
- ⑦グループを構成して応募することに対する、法的な位置付けはどうなっているか？

(5) 新たな提案・意見等について

- ①公募要項P 2 (1)の収入が経費を上回ったら収益の何%かを市に支払う仕組みよりも、行政財産の使用料や家賃など、固定的な収入をもらう方が良いと思う。
- ②さんりーなの結論としては、「運営から経営への転換」を考えるべきだというものであり、同じスポーツ施設なので、南体育館の公募要項に活かすということで市に意見を出すようにしたらどうか？
- ③収入が増えている頃と違い、縮小経済の時代である。破綻する前に、ゆるやかな着地点として、事業の収支が均衡する方向で考えた方が良いと思う。
- ④頻繁に施設を使う特定団体が部分委託をしたとしても、独占的に使うのではなく、収益を上げるためには、より多くの人に利用してもらうことが必要なので、運動をしようとする人を増やす（底辺を拡大する）ことを進めるのではないか。
- ⑤スポーツや健康づくりが好きな人は金額どうこうでなく、多少高くても取り組むと思うので、サービス内容に見合う金額に利用料金を上げて、受益者負担を求めても良いのではないか？
私と同年代の方は、K-FITやカーブスに通うなど、美や健康などへの関心が割とあるように思う。